報告資料

令和4年1月26日(水) 令和3年度 第2回 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会

参考資料1

安治川右岸(桜島入堀上流)における 河川空間の利活用

- 1. 水辺の賑わいづくり事業の経過等
- 2. 事業区域における河川空間の利活用に際しての留意事項

大阪府河川室

1. 水辺の賑わいづくり事業の経過等

経 過

令和2年度~ 此花区、大阪港湾局により水辺の賑わいづくりの

検討を開始

令和3年12月1日 第1回協議会(協議会の設立)

令和3年12月24日 第2回協議会(水辺賑わいづくり構想の承認)

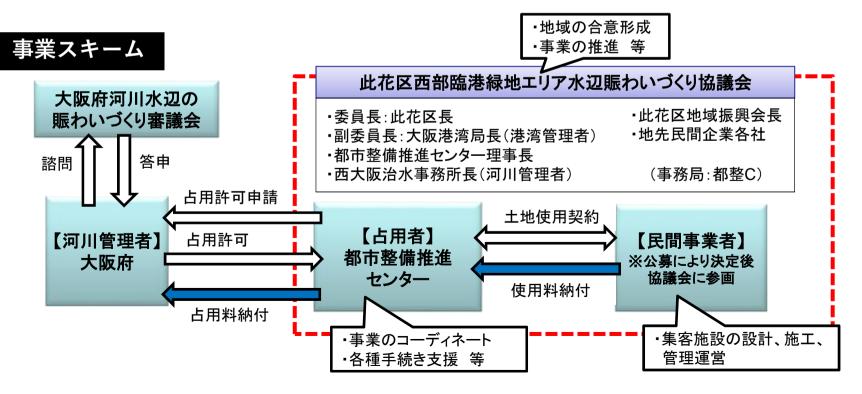
令和4年 1月17日 大阪市長(此花区)から大阪府(河川管理者)に対して

都市・地域再生等利用区域指定に係る要望書提出

平成4年 1月26日 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会において

都市・地域再生等利用区域の指定に係る審議(本日)



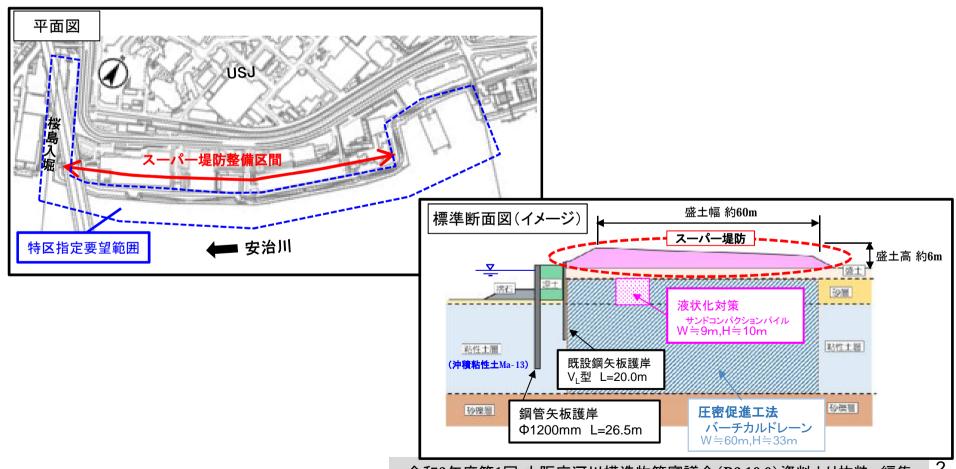


2. 事業区域における河川空間の利活用に際しての留意事項

護岸・堤防の安全性の確認 ~大阪府河川構造物等審議会における審議~

はじめに

- 当該賑わいづくりの事業エリアでは、平成9~14年度に鋼管矢板護岸背面でスーパー堤防を整備。
- スーパー堤防の施工中に**鋼管矢板護岸の変状が発生**したため、平成13年から現在まで継続して護岸天端の変 状計測を実施。
- 令和3年度に「大阪府河川構造物等審議会」を開催し、護岸の変状の状況および護岸及び堤防の安定性につい て確認を行った。



2. 事業区域における河川空間の利活用に際しての留意事項 現状における護岸の損傷状況

• 鋼管矢板護岸の変位に伴い、低水護岸部に亀裂や段差などの損傷が発生。



令和3年度第1回 大阪府河川構造物等審議会(R3.10.6)資料より抜粋、編集

2.事業区域における河川空間の利活用に際しての留意事項令和3年度 大阪府河川構造物等審議会における審議結果

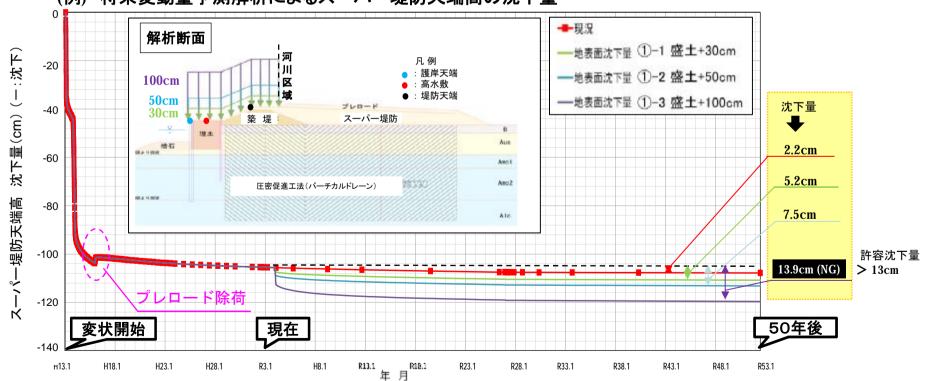
《諮問》 安治川(此花西部臨海地区)護岸について

・ 安治川(此花西部臨海地区)護岸における現状の安全性について

【安全性評価結果】

- ■将来変動量予測解析による護岸・堤防の性能照査
 - ・将来変動量予測解析による性能照査の結果、通常利用(上載荷重1.0tf/m²(9.8kN/m²))までは、将来(50年後) において、護岸及び堤防部において大きな変状は発生せず、目標性能(必要天端高)を満足することを確認。
- ■護岸・堤防の安定性照査
 - ・安定性照査結果より、護岸及び堤防の安定性が確保されていることを確認。

(例) 将来変動量予測解析によるスーパー堤防天端高の沈下量



2.事業区域における河川空間の利活用に際しての留意事項令和3年度 大阪府河川構造物等審議会における審議結果

【大阪府河川構造物等審議会 答申文(抜粋)】

- 1 大阪府が実施した安治川(此花西部臨海地区)護岸における現状の安全性については、変状が 収束しており、通常利用(上載荷重1.0tf/㎡(9.8kN/㎡))までは、将来にわたって利用可能である ことを確認した。
- 2 あわせて、下記の意見を付帯する。
 - ・今後の河川区域等の利活用にあたっては、護岸及び堤防に影響がないことを確認すること。

【護岸利用可能な標準断面(イメージ)】

